

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 7 月 24 日

届出年月日：令和 8 年 3 月 10 日

店舗名：（仮称）ダイレックス佐土原店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日 まで

意見の概要：別紙のとおり

(実施要領様式第6号)



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

意見書

宮産第152号
令和8年7月7日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和8年3月16日付け25010-1068-6で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：(仮称)ダイレックス佐土原店
所在地：宮崎市佐土原町下田島字上ノ園7826-165外
- 2 意見
なし
- 3 留意事項
【総合政策課 交通物流政策室】
バス停の移動については、路線バス事業者と調整し、道路管理者等への必要な手続きを行うこと。
【環境保全課】
①設置する空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること。
②事業場の所在地は工業区域となっており、特定施設（騒音発生施設）を設置する場合は事業場から発生する音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること。
【道路維持課】
道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。
【建築行政課】
・予定建築物の場合、建築確認申請、バリアフリー法への適合のほか以下のものが
必要になる場合があります。
・「建設リサイクル法」に基づく届出（工事着手7日前まで）
・バス停移設に伴い道路内に建築行為を行う場合、建築基準法第44条許可が必要になります。

文書取扱：経済部産業政策課
電話：21-1792